

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第10号

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
略			略		
附属設備及び物品の使用料			附属設備及び物品の使用料		
略			略		
<u>冷房使用料</u>					
<u>宿泊施設</u>	<u>1人につき1泊</u>	<u>210円</u>			
暖房使用料			暖房使用料		
略			略		

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。